

掛川市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和5年2月21日

掛川市長 久保田 崇

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

- (1) 掛川市掛川字真如寺下879-1、882-1、887-1、887-2の全部及び888-8の一部
- (2) 掛川市掛川字元郭内1067-12、1067-13、1067-14、1067-15、1067-17、1067-18及び1067-19
- (3) 掛川市仁藤字真如寺下90-1の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

浜松市西区篠原町21339番地

株式会社スズキビジネス

代表取締役 山口 和樹